

東山霊園内合葬式墳墓（合葬墓）のご案内

1 合葬式墳墓（合葬墓）とは

従来の個人の墓地と異なり、他の方と共同で利用するお墓です。遺骨は他の方の遺骨と一緒に埋蔵されます。

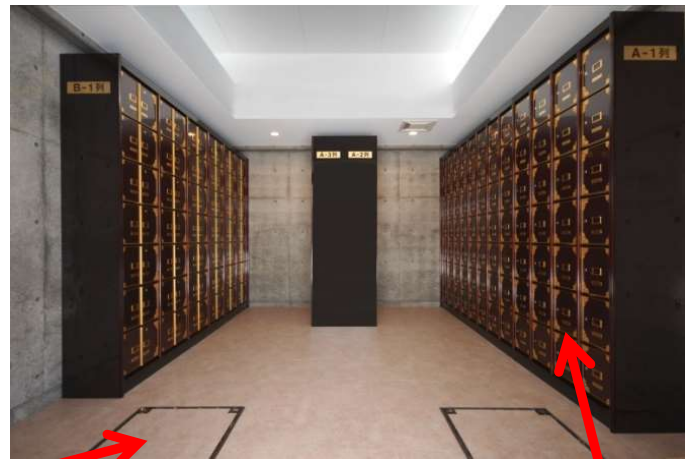
2 内 容

(1) 施設概要

鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 平屋建て	共同埋蔵室	約 1,000 体収容
延べ床面積27.17㎡（うち合葬室面積21.84㎡）	個別埋蔵室 1 体用	196 体収容
	2 体用	154 体収容（77組）



合葬墓外観



合葬墓内部 個別埋蔵室



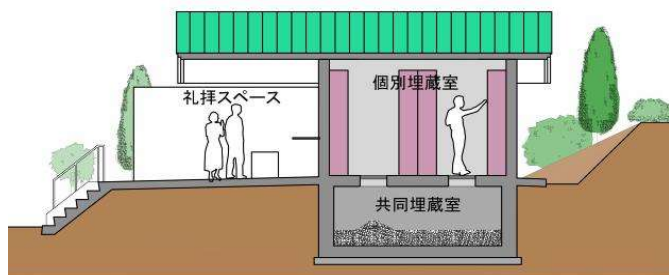
共同埋蔵室



1 体用

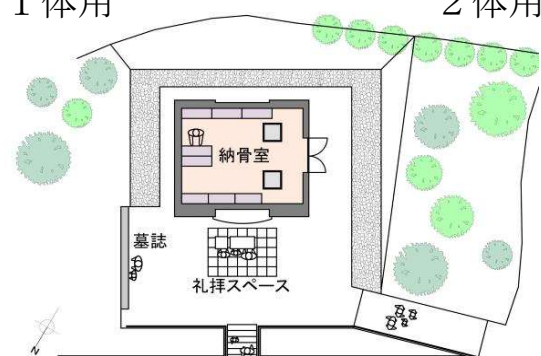


2 体用



↑ 断面図

平面図→



(2) 特 色

- ア 墓石等を建立する必要がありません。
- イ 当初の使用料のみで、毎年の管理料は不要です。
- ウ 承継者がいない方も、立会人を選任することにより生前に申し込みが可能です。
- エ 共同埋蔵室は骨壺から取り出し、最初から地下空間へ埋蔵します。
- オ 個別埋蔵の焼骨は、骨壺に入れた状態で納骨壇へ埋蔵し、許可日から20年経過後、骨壺から出して、同施設内の共同埋蔵室に移して埋蔵することになります。

(3) 申込要件

- ・合葬墓の申請者（使用者）又は被埋蔵者が、塩尻市に住民登録または本籍があること
- ・個別埋蔵室2体用は焼骨が1体または2体あること（申込の際に火葬許可証等のコピーが必要）

※個別埋蔵室1体用と共同埋蔵室は、焼骨を所持していなくても申し込みが可能です。

※生前申し込みされる場合は、立会人（焼骨を合葬墓へ納める人）の選定が必要となります。

※東山霊園内の聖地使用者は、聖地を返還して合葬墓に改葬することが可能です。

(4) 使用料金（1体あたり）

（令和7年度現在）

区 分	申請者（使用者）又は被埋蔵者の住民登録	
	市 内	市 外
共同埋蔵室	50,000 円	62,500 円
個別埋蔵室 1体用	150,000 円	187,500 円
個別埋蔵室 2体用	300,000 円	375,000 円

※ 市外とは、市内に本籍はあるが住民登録がない方

(5) 利用上での注意事項

ア 合葬墓の室内には、納骨または改葬するとき以外は入室できません。

イ 献花、焼香などのお墓参りは、施設正面の礼拝スペースでお願いします。

ウ 共同埋蔵室に埋蔵された焼骨は返却できません。

エ 希望により、市が支給する石板に氏名等を刻字し、施設の墓誌に掲示することが可能です。

（ただし、刻字の費用は、使用者の負担になります。）

オ 埋蔵できる遺骨は、使用許可を受けた遺骨に限ります。



担 当	塩尻市 市民地域部 生活環境課 環境係 塩尻市大門七番町3番3号 電 話 0263 - 52 - 0280 内 線 1116 直 通 0263 - 52 - 0744
	F A X 0263 - 54 - 7661 E-mail kankyo@city.shiojiri.lg.jp